

2021年3月22日

各位

東京都渋谷区東三丁目22番14号
株式会社シティインデックスイレブンス
代表取締役 福島啓修

**日本アジアグループ株式会社（証券コード：3751）による
買収防衛策の発動の決定について**

本日、日本アジアグループ株式会社（以下「日本アジア」といいます。）が「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」により、当社に対する買収防衛策（以下「本買収防衛策」といいます。）を発動する決定をした旨を公表しました。

日本アジアは、4月下旬を目処として開催予定の臨時株主総会において本買収防衛策についての株主の判断を仰ぐことが可能であるにもかかわらず、これを意図的に回避し、取締役会決議のみで本買収防衛策を発動する旨を決定しました。

これは、「株主が経営者を選ぶのであって、経営者が株主を選ぶのではない」という会社法の基本原則を無視するものであり、この基本原則のもとに成り立っている健全な資本市場を冒瀆し、コーポレート・ガバナンスの精神を全く無視するものです。

不当に低い価格（600円）によるMBOを容認することによって株主の犠牲のもとに日本アジアの代表取締役会長兼社長である山下哲生氏に多額の資産を有する日本アジアを無償で取得させようとした日本アジアの取締役会が、上記の当初MBO価格の2倍を超える価格である1210円（300円の特別配当の控除後は910円）を提示した当社に対する本買収防衛策の発動を、株主の判断も仰ぐことなく決定したというのは、日本アジアの経営陣の保身にほかなりません。

日本アジアは、MBOの価格を600円から1200円に引き上げた際の2021年1月26日付けリリースにおいて、当社や村上世彰氏からの更なる株主還元を求める旨の提案や、当社のプレスリリースに記載されている指摘について真摯に受け止め、改めて検討した結果、上記の価格引き上げにつながったと述べています。つまり、当社の提案や指摘により、株主に不当に低額な価格を提案していたことを事実上認め、価格を倍額に引き上げたものであり、日本アジアの株主価値向上に対する当社の貢献を認めていました。しかるに、当社が上記1200円を上回る価格（1210円）で公開買付けを開始するや、一転、当社が日本アジアの株主価値を毀損する可能性があると言い始め、挙げ句の果てに本買収防衛策を発動するというのは、上記リリースにおける説明と矛盾しており、身勝手というほかありません。

当社は、可及的速やかに、本買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当ての差止めを求める仮処分の申立てを東京地方裁判所に行う予定です。

以上